

「地域医療対策特別委員会(仮称)」設置要綱(案)

1 目的及び名称

新潟県の全ての地域において必要な医療提供体制が維持されるための方策等について、調査研究及び情報収集等を行うことを目的として、「地域医療対策特別委員会」(以下「委員会」という)を設ける。

2 組織

- (1) この委員会は、会長が指名する市長(5名)をもって構成する。
- (2) この委員会は、委員市の医療福祉担当課長をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

3 運営

- (1) この委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 委員会は、必要に応じ、適宜開催する。

4 検討事項

- (1) 新潟県全体の地域医療の現状把握と課題分析
- (2) 地域医療確保対策の実現に向けた県施策への提言
- (3) その他

5 期間

委員会の設置は、令和8年3月までとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

「地域医療対策特別委員会（仮称）」の概要（案）

○構成委員（５名）

地区名	市長名	医療供給環境			(参考)
		公立	公的	へき地・精神	医療圏
下越	高橋・村上市長 (市長会副会長)	県立坂町	村上総合		下越
	三浦・佐渡市長	市立佐渡	佐渡総合		佐渡
中越	大塚・小千谷市長☆ (市長会副会長)		小千谷総合		中越
	関口・十日町市長	県立十日町		県立松代 中条第二	魚沼
上越	米田・糸魚川市長		糸魚川総合		上越

☆印＝委員長

○ワーキンググループ（WG）

- ・委員市の医療福祉担当課長をもって組織するWGを設置する。
- ・WGの幹事長には委員長市の担当課長とする。